

公明選挙実現え

県三者協議会開く

県選管、県警本部および検察庁は、十月十三日、三者協議会を開催し、選挙法を守る公明選挙実現を期すため協議しましたが開催の趣旨および声明は次のとおりです。

会議内容の要旨

近く予想される総選挙の執行を前にして、県選管、県警本部および検察庁は、十月十日県議会を以て、選挙法を守る公明選挙実現を期すため協議しましたが開催の趣旨および声明は次のとおりです。

● 公明選挙の実現を図る。ボスターにからむ問題のため、いづれ「協議したあつた」。「選挙報告演説」等から「選挙法」等「後援会」にからむ、ボスターの啓発宣伝計画等である。

● 選挙法を守る。ボスターにからむ問題のため、いづれ「協議したあつた」。「選挙報告演説」等から「選挙法」等「後援会」にからむ、ボスターの啓発宣伝計画等である。

● 選挙法を守る。ボスターにからむ問題のため、いづれ「協議したあつた」。「選挙報告演説」等から「選挙法」等「後援会」にからむ、ボスターの啓発宣伝計画等である。

投票所、投票管理者が 決りました!

町長選挙、町議会議員選挙(十一月六日執行) 衆議院議員総選挙 (十一月二十日執行)

投票区 投票管理者 投票所

米内沢 鈴木 勝治 米内沢小学校

本・城 小沢 活全

浦田 藤本 義孝 浦田小学校

長野 金 伍郎 米内沢高等学校

大野 岱 泉谷孫左エ門 大野岱分校

県民の皆さんへ

近く予想される衆議院議員総選挙を目前に、各地で、いわゆる事前運動と目される行為が行なわれているように伝えられていることは、きわめて遺憾にたえないところであります。

昨年行なわれた統一地方選挙、および参議院議員通常選挙においては、県内の各地で、悪質な違反者がでたことは、県民の記憶に新しいところであります。このような行為は、民主政治の健全な発展をばむものと言わなければなりません。

われわれは、選挙の公明化を強く望みますが、今後、公正にして明朗な選挙の実現を阻害する、いわゆる事前運動には深い関心をもち、その権限と責任において、この防止に総力を傾注し、公職選挙法の違反行為については断乎として、その取締りを期すとともに、報道関係者、青年、婦人層および県民各位の御協力のもとに公明選挙の実現と民主政治の確立を期そうとするものであります。

とくに、立候補予定者、その他の関係者は、公職選挙法に従い、これを逸脱することのないように自肅を要望します。

ここに県下八十万有権者各位の良識に訴え、公職選挙法を守り、公明選挙の実現のために一層の自覚と協力をお願いします。

衆議院議員総選挙の 補充選挙人名簿調製について

衆議院議員総選挙について、調製についての期日、調製期間は次のとおりになっておりますので、該当者はお忘れなく登録の申請をしてお下さい(十月七日午後五時まで)

◎ 調製現在日十一月三十一日

◎ 申請期間十一月一日から十一月七日まで

◎ 調製期限十一月十二日 選挙及び町議会議員補充欠選(縦覧(異議申立)期間) 十一月十三日から十一月十六日まで

◎ 異議決定期限十一月十七日

◎ 確定期日十一月十八日

◎ 登録出来るもの

① 町長選挙のための補充名簿(十月二十八日現在) 調製後あらたに登録資格を有する者

▼ 十月三十一日現在で、年令満二十年に達するもの及び、引続き三ヶ月以上本町に住所を有するようになったもの

② 脱漏者(基本名簿、三四・九・一五調、補充名簿三五・一〇・二八調から脱漏しているもの)

③ 特別選挙権取得者、欠格条項に該当しなくなったもの、記載者

二、補充名簿は、申請登録主義ですから必ず申請を要します。

なお、登録もれとなつた者の便をはかるため、今回調製する補充名簿の登録申請期間中(十一月一日から十一月七日まで)現に効力のある選挙人名簿を閲覧に供します

投票の順序は

町長選挙・町議補充欠の順で

★ よい人を正しく選べこの一票 ★

★ 国会の行く道照らすこの一票 ★

衆議院議員選挙の 立会演説会の日程が決まりました

時 米内沢小学校

演説の順序

1、佐々木 義武

2、石田 博英

3、鈴木 博一

1、柳谷清三郎

2、石山 権作

3、三浦 雷太郎

立会演説会の日程が決まりました

十一月二十日執行の衆議院議員総選挙の立会演説のようになっています

A班 十一月十七日午後一時 米内沢小学校

B班 十一月十四日午後一時 米内沢小学校

よく選べ、あすを考え、さようをみて